

八幡諏訪神社の奉射神事と弓術へきりゅうせつかは日置流雪荷派

田中 實

はじめに

毎年 10 月になると市内各地で秋祭りが行なわれる。
鷺津の八幡諏訪神社でも 10 月の第 3、金・土・日 の 3 日間に亘って祭礼が執り行われ、3 日目の本祭の日には境内を人が埋め尽くして賑わう。
しかし、境内奥の小高い林の中で、厳かに金的奉納の神事が行なわれていることを知る人は少なく、見物する人もほとんどいない。

この神事の意味や祭礼における位置付けも年々薄れ、多くの人は弓道仲間が競技の大会を楽しんでいるという程度にしか映ってはいないのではないだろうか。

ところがこの神事は 祭礼にとって非常に重要な意味を持つものであったのである。

奉射神事に関する研究は、既に詳しく調査され纏められたものが著されていて、これらの文献により容易にその意味は解明できた。

1、祭礼弓の起源

古代の日本人は弓矢を単なる道具というよりも、弓矢そのものに鬼を祓う霊的な力が備わっているものと考えられていた。

平安時代になると弓弦を鳴らして魔除けの神事が行なわれるようになった。

信州から奥三河地方の神社では鹿射ちとか鹿追いなどと呼ばれる神事の残っているところがある。

これは藁などで作った鹿を弓矢で射って、その体内に納められている供物を戴くというものである。

当初は狩猟の安全、獲物の獲得を願って行なわれたものが、平野部では農耕の害獣退治を願う神事となっていくた。

弓矢を使った神事はこれらの地域ではさかんに行なわれていた。

2、歴史的、文化的背景

天正 3 年 (1575) の長篠の合戦により、徳川・織田の連合軍は武田の大軍を打ち破りその勢力を逆転させた。

現在祭礼時の奉射神事の残る地域 (豊川、鳳来、作手、足助、遠州等) と長篠の合戦当時の 家康の勢力圏が、ほぼ重ね合わせる事ができる。

古くからこの地域では、「三河の張り弓」 弓の弦を張ったまま、いつでも引くことが出来る状態で持ち歩くことが許された。

「遠州の裸弓」 弦は張ることは出来ないが、弓を裸のまま持ち歩くことが許された。

「駿河の袋弓」 袋に入れてなら持ち歩くことが許された領地として知られている。

そしてこの頃には日置流の弓術流派が三河地方にも伝わっていた。

家康は武士だけでなく農、工、商に関わらず弓を引くことを許し、有事の際には戦いの加勢に加えた。

家臣による正規軍に対し百姓、町人も予備軍的役割を担っていたのである。

主には名主や神官に伝わった弓術は神社の境内などで戦時に備え行われていた。

それが後に厄難を除く神事と変化していったのであろう。

3、庶民の生活との関わり

祭礼時の奉射神事の意味は神社を中心とするその村落共同体の五穀豊穰、村中安全、無病息災を願う祭礼に際し、金的を射止めることによりその厄難を取り除くことにある。

直径1寸8分の金的の裏には「鬼」という文字が刻まれ、悪霊とか災いを象徴的に表わしている。

鬼の化身なのである。金的を射止めなければ厄払いも済んでいないという理由から山車や行列が神社の境内に入れず、祭礼が始まらないという事態もあったという。

射止められた矢の刺さったまま的は神社の本殿で神官のお払いの後、矢を抜く儀式が行なわれる。

金的を射止めた者は神社(又は祭典主催者)から額代と呼ばれる褒賞金と褒美が出る。

そして翌年の祭礼時に筆を入れた額を神社に奉納するのである。

江戸時代の中頃には勸進相撲のように娯楽の一つとしても広まったようであるが、幕末には武道としての弓術は廃れた。

しかし、三河、遠州地方においては今に近代弓道とは別に日置流雪荷派及び印西派などの古流弓術が伝存している。

金的 金的は直径1寸8分。一度も使ったことのない祭礼用に新調されたものでの表面は金色とし、裏面は厚紙などで補強して矢を抜く儀式の際に破れないように細工する。

裏面には鬼と記した紙片を貼る。的は的中するまで射続けられる。

金的だけは射ぬかなくても、かすって傷を付けたり塵払といわれる一度地上に落ちた矢でも的中とされる。

4、日置流雪荷派

我国における弓の起源と歴史

我国における弓の起源は古く、神代の時代天照大神や健甕雷神、天忍穗耳尊などが弓矢を使ったと記されている。

この頃の弓は現在のものとは違って梓弓、檀弓、槻弓、柘弓等といわれる丸木弓であった。竹を合わせ用いるようになったのは中世以降のようである。以後弓術は進歩発達し武を用いる家を弓矢の家といい、武人を称して弓矢執りといわれ弓術が武人の間で重んぜられた。

しかし他の銃器の発明や世の中の平定により、幕末の文久2年(1862)には幕府講武所の科目から除かれ、明治以後弓術は遊技化し娯楽化した。

その後混沌とした状態を正そうと明治28年(1895)に大日本武徳会が設立された。しかし大東亜戦争の敗戦により大日本武徳会は解散し、昭和24年(1949)新たに全日本弓道連盟が結成された。

日置流雪荷派の歴史

現代に伝わる二大流派として永く継承されてきたものに小笠原流と日置流がある。

その日置流は多くの分派を生じ武術の射として栄え、小笠原流は礼法の射として伝えられている。

日置流はおよそ510年前の明応の頃に創始された流派で日置弾正正次が古流の技法に対し、実践的・実利的な技法を創出し日置流と称した。

その後多くの流派に分かれて栄えていった。

雪荷派は吉田流の分派として栄え、吉田重勝は号を雪荷と称しその祖となった。

三河吉田藩弓術に大きな影響を与えた森刑部直義は雪荷直伝の高弟であった。

現在三河地方に残る雪荷派の系図はほとんどが横浜正景から出たもので、森刑部直義の伝を継いだものである。

横浜家は代々吉田藩に仕え明治に至ったが、横浜有仲は大日本武徳会の弓道師範となっている。今驚津に伝わっているのもこの系統である。

驚津における日置流雪荷派

驚津には今も日置流雪荷派の系統が受け継がれている。

市内各地にも伝わった系統は既に絶えてしまったようだが、古見にも残っている。

古くは家康の号令の下に奨められた政策であることより、三河地方と同時期にこの地にも伝わったものと思われる。

以後の遠州雪荷の系図のなかに小幡千右衛門広吉の名が載っている。

小幡千右衛門広吉は享保(1716~1735)の頃に驚津村の名主を務めた人物で、諏訪神社の棟札や古文書にその名が残されている。

千右衛門の三代後には吉美の佐原吉左衛門義辰に継がれ、更に三ヶ日方面へと免許は継がれていった。

野末理吉のこと

下って吉田藩の横浜有仲から伝わった系統に野末理吉がいる。

理吉やその弟子達の金的奉納額は、八幡諏訪神社や本興寺に多く残っている。

今では地元の者でもこの名を知る人は少ないが、日置流雪荷派の世界ではかなり知られた人物である。

明治16年の理吉の金的額には菅沼荒次郎門人とある。

菅沼荒次郎は岡崎村の人で、当時の鷺津の弓引きの多くはこの人の門人である。

理吉も当初は菅沼荒次郎に師事し、その後有仲から免許を受けたのであろう。

当地に伝わる話によれば理吉は京都三十三間堂で行なわれた大会には毎回無条件で参加出来、厚い待遇を受けたという。

本堂客殿には明治30年(1897)に伏見宮貞愛親王が鷺津の浜名館へ避暑にご来遊のおり、大弓射術を披露した弓士達の記念額がある。

貞愛親王は偶然に鷺津に来られたのではなく、理吉の師匠の有仲は大日本武徳会の設立に加わりその師範にもなっていること、貞愛親王はその後大日本武徳会の総裁になられている等の背景より理吉の郷里である鷺津で射会が行なわれたのであろう。

又、理吉は膨大な伝書を豊橋の石田良平に伝え残した。

これには日置流雪荷の極意が詳細に書かれていて、現在三河ではこの伝書に基いた研究がされている。

更に理吉は弓術だけではなく地元の為にも多大な業績を残している。

明治21年に東海道線が開通して鷺津駅が開業したが、すぐに廃止の機運が高まり村では12名の有力者を停車場存置の委員として存置運動を展開した。

この中に理吉の名もみられ、明治25年9月には代表者として静岡県知事、東京の鉄道庁に陳情請願している。

これが功を奏し駅は存続となり、同26年4月には新駅が落成し、今の鷺津の繁栄がもたらされたのである。

駅前の横須賀神社の境内には理吉の石碑が残されている。

理吉は鷺津字河原の人で先祖は代々野末佐五兵衛を名乗った地主の家柄であったが、現在は鷺津には居られないようだ。

本興寺東光院の過去帳には「大正12年3月10日「大悟院憲保日観」と記されている。

理吉の残した伝書(複写)



本興寺客殿大弓披露額



本興寺大黒堂には大正13年(1924)に行われた射会の当地56名の参加者の載った額がある。

大正時代は駅前に市街地も形成され、この頃の鷺津の戸数は200戸以上に達している。従って4軒に1人は参加していることになる。

旧来の家ではおよそ3軒に1人も割合となって、弓の盛んな土地柄であったことが伺える。

このように盛んであった弓術も戦後になって急速に廃れてしまい、現在では日置流の弓士は3人だけとなってしまった。

このなかで本多喜一氏が免許を継承しているのだが、弟子となる後継者は無くこのままではこれで絶えてしまうという。

本多喜一氏の所持されている系図は次のとおりである。

日置流雪荷派

吉田六左衛門尉 森刑部小輔直義 森往直 森直平 森直忠 横浜競正
景 横浜正順 横浜伝之進正往 横浜競正朝 横浜有仲 野末理吉憲保
飯田善平義保 藤田鈴吉 本多喜一

5、八幡諏訪神社での奉射神事の歴史と形態

最初に当社の変遷を整理しておかないと混乱をきたす為、整理しておく必要がある。

もともと八幡神社と諏訪神社は別々の地にあつて、その祭礼日も別であった。

明治6年(1873)の一村一社の制によって八幡神社は諏訪神社の社地に鎮座した。

諏訪神社は伊久佐神社及び風の宮神社と共に吉美の熱田神社に合祀された。

その後村民の懇請により明治12年(1879)に戻るようになったが、その旧社地は八幡神社になっていた為、八幡神社の旧社地に鎮座したのである。

明治11年(1878)の記録によれば旧八幡神社の面積は境内2畝10歩、山林5畝4歩である。

一方、諏訪神社の面積は境内9畝7歩、山林4反16歩であった。

従って奉射神事や流鏝馬が行なわれたのもその広さ、形状から諏訪神社の境内で行われた神事であると言える。

奉射神事の歴史

祭礼に関する記録は非常に乏しく、いつ頃から奉射神事が行なわれるようになったのかははっきりしない。

しかし本殿(覆殿)内には56枚もの奉納額が残されている。

この神事は現在も行なわれている為かその数は市内神社の中でも突出して多く、江戸期のものが残っているのもここだけである。

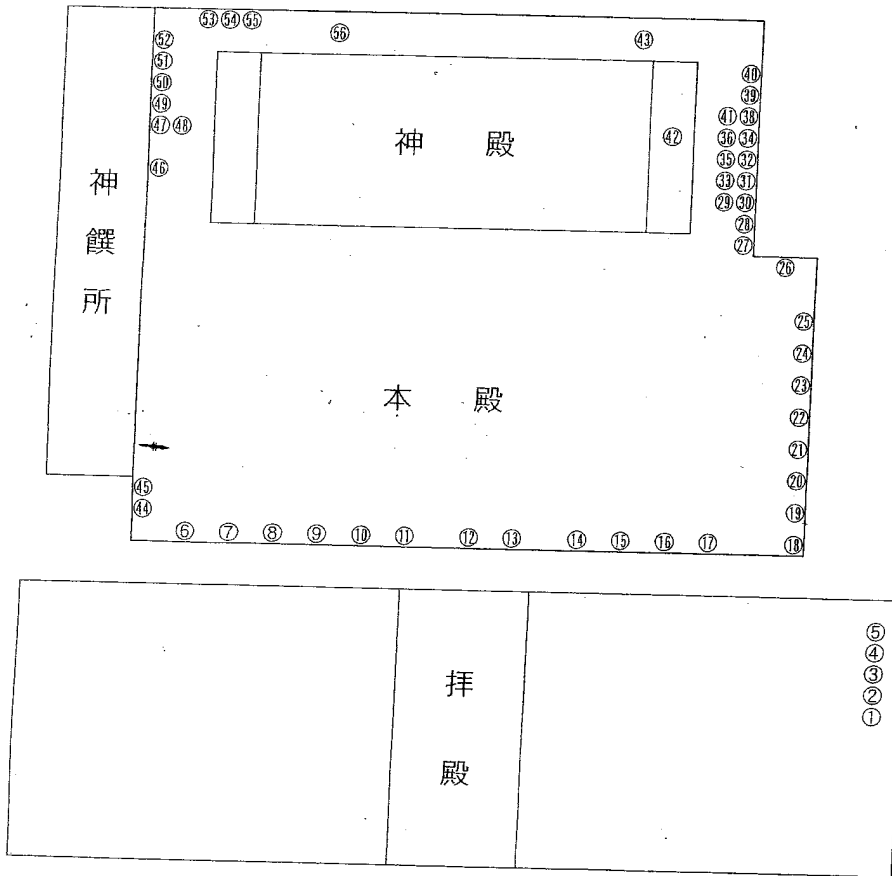
判読不能のものもあるが、年代別に区分すると次の通りである。

江戸期のもの	8枚(文政、天保、嘉永、安政)
明治期のもの	15枚
大正期のもの	3枚

- 昭和期のもの 6枚(日置流雪荷派と書かれたもの)
- ” 4枚(日本弓道連盟と書かれたもの)
- 平成期のもの 14枚
- 判読不明のもの 6枚

日本弓道連盟は昭和24年に結成されたが、昭和34年と36年のものに双方が記されたもの
 があって、この頃より形式や所作等、移り替わっていったのであろう。

八幡諏訪神社の奉納額配置図



新しい時期の額



江戸期から明治期の額



代表的な額の内容



(上記写真とは別の内容のもの)

文政八乙酉歳 日置流雪荷派
 金の中 佐原吉左衛門
 山口村
 七月廿六日

日置流雪荷派
 佐原吉左衛門義重門人
 尹奈吉兵衛
 奉納
 金の中
 天保二辛卯年七月廿七日
 謹

日置流雪荷派
 奉納
 金の中 野末理吉憲保
 當所
 明治三十年七月廿六日

日置流雪荷派飯田善平門人
 全日弓連三段
 奉納
 金の中 本多仲吉
 當町住
 昭和三十六年七月十四日
 昭和三十八年七月十四日

古流弓術では自身を名乗るとき、必ず師匠名を冠し 〆の門人という。

師匠名が記されていないものは、本人が師匠で弟子を持つ身分である為である。

矢場の変遷

現在の矢場は境内奥の林の中であって安全な場所に設けられている。

ところが明治16年(1883)に新所分署に出された願書には次のようなことが書かれている。これには祭典に金的を奉納したいが、当日は参詣人が多い為、弓術修行を行ないたいというものである。

当時の矢場は鳥居をくぐって右側の参道沿いに設けられていて鳥居付近から南に向って的を射たのである。

的の前方は拝殿(庁屋)である。これでは万一の事態には、危険も生じかねない。

昭和30年頃まではこの矢場と参道沿いには3,4本の老杉が並んで立っていて杉と西側の山の間が矢場であった。

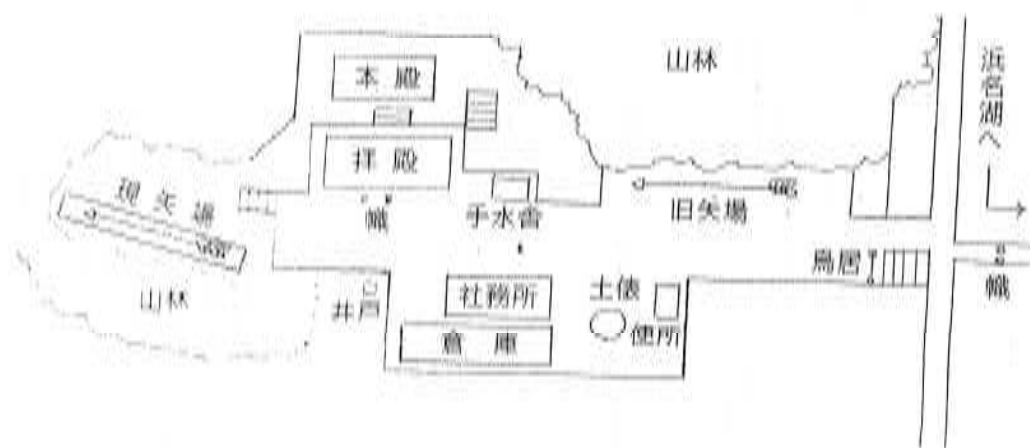
杉はその後安全上の理由で伐採された。的を掛ける安土も崩れてしまって、その面影は弓を引く者でなければ分からない状態となっている。

そしてこの旧矢場も危険を避ける為現在地に移ったのである。

新しい矢場は安土に向って高くなっていて水平ではない。

これは特に珍しい事でもなく三河山間部の神社では上り矢場、下り矢場といわれる水平でない矢場は多く、なかには間に谷のある矢場もあるという。

八幡諏訪神社境内の図



旧矢場



現在の矢場



戦前までの祭礼時の関わり

昭和初期の八幡諏訪神社大祭行事控によると、会所やお宮の仮払いの日に矢場作りも一緒に行なわれている。

そして「御神酒送り」の神事には初日に矢場へ御神酒1升、2日目には供え餅1膳と一緒に届けられている。

明治29年(1896)の吉津村鷺津町総代決議控簿にも2日共に「御神酒1升金的の分」と記されている。

この頃までは2日間に亘って金的奉射神事が行なわれていて、奉納額の日付からもそれが分かる。

現在の奉射神事の形態

現在は日本弓道連盟湖西支部が主体となってこの神事が受け継がれている。

しかし伝統的な作法、儀式等の多くは失われている。

それでも金的から矢を抜く祝的の作法は行なわれている。

現在は祭典当番区の自治会長と余興委員長が同連盟の会員に開催を依頼する。

氏子でもある鷺津の会員が矢場元となって地元はもとより西遠地方の会員の参加によって行なわれている。

金的の奉納額は今では社殿いっぱいになっている。

6、市内社寺の奉射行事の状況

市内の主な神社について調査したが戦前に廃絶したところは、これらを知る人を探すのが困難な状況で無い又は不明とした神社でも行なわれていたかも知れない。

古い奉納額は建物を改築した時などに処分したところも多い。

寺院では今回5寺しか調査していないが、これも他寺院でも行なわれていた可能性が高い。

珍しいものに白須賀西傳馬の神明宮にある学校上棟式の金的額。

入出正太寺の宇津山霊園の整備記念のもの等、社寺の神事、儀式ではない厄難除災のものと思われるものがある。

又、新所常德院での秋の彼岸のもの、大知波向雲寺の観音堂月次祭のもの等がある。

市内社寺奉射行事一覧

	寺社名	地名	現在も実施	既に廃絶	無い又は不明	備 考
1	八幡諏訪神社	鷺津				旧矢場は参道右手にあった。現在は境内奥、林の中 古い弓3本伝存 金的額56枚伝存。(文政2年～) 日置流雪荷派

2	八幡神社	古見			矢場は社殿前の林の中にあり 金的額 13 枚伝存 (古いもの無し、昭和～) 日置流雪荷派 昭和50年頃拝殿建替え時に、多くの額は処分されたとい う。古いものに安永2年(1773)のものがあったという
3	熱田神社	市場			矢場は境内南の中腹にあったが、昭和30年頃に廃絶。 当時、4～5間の射小屋があって中に囲炉裏もあった。 額 8 枚伝存 (明治15年～) 日置流雪荷派
4	愛宕神社	坊瀬			昔から弓は行なわれていないという
5	女河八幡宮	新所			昭和18年頃には既に行なわれていなかったという。矢 場が、どこにあったかは不明。鳥居横の安土は流鏝馬 用のものであるという。 額 8 枚伝存 (明治16年～、不明2枚) 日置流雪荷派
6	神明宮	新所			昔から弓は行なわれていないという
7	春日神社	岡崎			昔から弓は行なわれていないという
8	山神社	上の原			昔から甘酒を戴く祭りで弓は行なわれていないという
9	八幡神社	梅田			昔から弓は行なわれていないという
10	上座神社	神座			額数枚あったというが伝存せず。昔のこと知る人なし
11	若磯神社	太田			矢場は社殿東に南北にあったが道路拡張に伴い跡形無し 昭和40年代に廃絶。額は以前15、6枚はあったとい う 金的額 3 枚伝存 (昭和32～41年) 日置流雪荷派
12	白山西宮神社	入出			20枚の額のあった記録あるも残っていない 昔のこと知る人なし
13	大神山八幡宮	大知波			矢場ははじめ参道右手にあったが、危険な為廻舞台小屋 の裏に移ったというが跡形なし。戦前には廃絶か。詳細不 明。金的額伝存せず。
14	天神社	利木			矢場は現拝殿右後から奥の椎の大木辺りにあった。日中 戦争の頃に廃絶したという。拝殿には天井まで掲げられた 50枚の額ありとの記録あり 金的額 11 枚伝存 (明治30年～不明あり) 日置流雪荷派
15	赤岩神社	横山			9枚の額のあった記録あるも伝存せず 昔のこと知る人なし
16	八幡神社	長谷			矢場は境内整地により形跡不明。廃絶時期不明。 額も処分されて無い。 当社宮司の先祖に日置流雪荷派免許師範あり(文政期)
17	神明神社(外宮)	菱池			昔から弓は行なわれていないという
18	神明神社(内宮)	元町			昔から弓は行なわれていないという

19	神明宮	西伝馬			明治43年学校上棟式の額2枚あり(神社で行なったかは不明で知る人なし)
20	火鎮神社	新町			昔から弓は行なわれていないという
21	笠子神社	境宿			矢場は昭和40年頃まで今のゲートボール場付近にあったという。いつ頃まで行なわれていたかは不明という
22	笠子神社	笠子			子育ての神様であるが弓は行なわれていないという
23	本興寺	鷺津			矢場は最初大黒堂横にあったが、その後光明院と長勝院の間に移った。昭和62年に市弓道場が出来て廃止 金的額12枚伝存。日置流雪荷派 客殿に明治30年伏見宮親王に弓術披露の大額あり
24	摩利支天 (東雲寺)	神座			矢場は境内南の林の中にあり。 金的額45枚伝存するも堂外のもは、ほとんど判読不可。(慶応元年～)日置流雪荷派。小笠原流1枚(近年) 太田村 石田源吉の立派な石碑あり
25	常德院	新所			矢場は現本堂北側にあったが昭和5年頃に取り壊された額は10枚ほどあったが、昭和55年摩利支天堂改築時に処分されて2枚のみ伝存(明治44、大正3)日置流雪荷派。明治期に献納された日置流雪荷派の目録、歌目録が伝存。明治35年弓場開設の記録あり
26	正太寺	入出			矢場は本堂西の高所にあったというが、今は墓地になっている。額1枚伝存(昭和8年宇津山霊園祝的記念)日置流雪荷派
27	向雲寺	大知波			矢場は本堂左手にあったが、戦前には廃絶した。昭和23年観音堂再建の時、山門前で祝的が行われたという。明治42年7月月次射会6名連記の金的額あり。 他に数枚の額があったが、1枚のみ伝存。本堂内に大田村石田源吉寄進の灯籠あり。日置流雪荷派

このように市内各地で行なわれていた金的奉射神事も今では3箇所だけになってしまった。

弓道(術)は礼を重んじ、美的趣も備えているのであるが、今では厳粛過ぎるのか戦前のような盛んであった状態を失ってしまっている。

しかし、この金的奉射神事は祭礼における厄難除災のために行なわれる重要な神事であって、当社の奉射神事も江戸時代から連綿と今に受け継がれていて、明治22年より始まったとされる屋台祭りよりも格段に古い。

小幡千右衛門や野末理吉を輩出した地であれば、かなり厳格に行なわれていたのであろう。この格調高い金の奉射神事を郷土の文化として守り続けて戴きたいと願うものである。

「湖西の文化」平成18年度(第35号) 編集発行 湖西市教育委員会 掲載

参考文献

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 神事における「お祭り弓」の考察 | 渡辺二朗著 |
| 東三河祭礼弓式次第覚書 | 渡辺二朗著 |
| 三河弓術風土記 (上) | 高柳静雄著 |
| 三河弓術風土記 (下) | 高柳静雄著 |
| 弓術極意教授図解 | 東京弓術講習会編纂(明治34年) |
| 郷土 遠江の調査研究 | 静岡大学浜松分校 歴史学会郷土研究部 |
| 湖西近代100年史年表 | 湖西文化研究協議会 |